

告知日:令和5年7月31日

授業料分納申請者 各位

大 阪 大 学 総 長

2023年度(令和5年度)前期分授業料分納申請者の方へ(通知)

授業料分納について、別紙10のとおり決定しましたので、通知します。

記

授業料 分納 判定結果	決定内容	授業料納入方法	
		口座振替 手続きをしている場合	口座振替の 手続きをしていない場合
分納可	前期分授業料の 分納を 許可します。	大学より本人宛に振替通知書を郵送しますので、授業料相当額の半額を令和5年8月25日(金)までに、また、残り半額を、令和5年9月26日(火)までに、振替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、授業料相当額の半額を令和5年8月25日(金)までに、また、残り半額を令和5年9月26日(火)までに、本学指定口座へ振り込んでください。
不許可	前期分授業料の 分納を 不許可とします。	大学より本人宛に振替通知書を郵送しますので、授業料相当額を令和5年8月25日(金)までに、振替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、授業料相当額を令和5年8月25日(金)までに、本学指定口座へ振り込んでください。

※不許可者の通知は行いません。

※9月卒業・修了者は、早期の授業料納入を要するため、別途所属部局から別の支払期限を指定される場合があります。

<分納許可者一覧>

※最終判定結果が「不許可」の免除申請者については、受付番号の掲示を行いません。

[illegible][illegible][illegible]